

## 令和8年度生活習慣病重症化予防受診勧奨事業等補助業務委託契約書（案）

大分県後期高齢者医療広域連合（以下「発注者」という。）と、（以  
下「受注者」という。）とは、業務の委託について次の条項により契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、受注者に対して、令和8年度生活習慣病重症化予防受診勧奨事業等補助業務（以下「業務」という。）の処理を委託し、受注者はこれを受託する。

2 発注者が受注者に委託する業務の詳細は、仕様書のとおりとする。

（履行期間）

第2条 業務に係る期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（履行場所）

第3条 大分県後期高齢者医療広域連合事務局内

（業務時間及び休憩時間）

第4条 受注者は、午前8時30分から午後5時までの間で発注者と協議のうえ決定した時間、業務を行うものとする。

2 受注者は、発注者と協議のうえ、休憩時間を決定するものとする。

（検査）

第5条 受注者は、毎月の業務終了後、業務報告書及び業務完了届を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

（委託料）

第6条 受注者は、前条の検査に合格したときは、次項に定める委託料の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があったときは、受注者に対し、業務に対する委託料として、総額金  
円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を次表のと  
おり月毎に支払うものとする。

業務年月	委託料（税込み）	業務年月	委託料（税込み）
令和8年5月	円	令和8年11月	円
令和8年6月	円	令和8年12月	円
令和8年7月	円	令和9年1月	円
令和8年8月	円	令和9年2月	円
令和8年9月	円	令和9年3月	円
令和8年10月	円	—	—

3 前項に掲げる金額には、業務の履行に必要なすべての費用を含むものとする。

4 発注者は、第1項の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に受注者に委託料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第7条第8号の規定により免除する。

（権利義務譲渡の禁止）

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、業務のうち主要でない部分について、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りで

ない。

(秘密の保持等)

第10条 受注者は、前条ただし書により発注者が承諾した場合を除き、この契約の履行により知り得た内容を一切第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(データ複写及び複製の禁止)

第11条 受注者は、業務に係る一切のデータを、本契約の目的以外に複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の保護)

第12条 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、別紙に定める個人情報取扱注意事項及び大分県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

(注意義務)

第13条 受注者は、この契約の規定に基づき業務を行うとともに、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって、業務を処理するものとする。

(申出義務)

第14条 受注者は、本契約締結後の事情の変化により、業務を遂行することが困難となり、若しくは発注者に不利益を及ぼす恐れがあるときは、速やかに発注者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第15条 受注者がこの契約の履行に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者は受注者に対し、損害賠償を請求することができる。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 契約の遵守事項又は違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に関し、受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(4) その他、受注者の責めに帰する事由の発生により本契約を継続しがたいとき。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 発注者が、契約の履行に当たり必要な指示を著しく遅延したとき。

(2) その他、発注者の責めに帰する事由の発生により本契約を継続しがたいとき。

(契約解除の通知)

第18条 前2条の規定により契約を解除するときは、発注者又は受注者は書面により速やかにその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(契約解除にともなう損害賠償)

第19条 発注者が、第16条の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対し、その損害賠償を請求することができる。

2 受注者が、第17条の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者に対し、その損害賠償を請求することができる。

3 前2項の損害賠償額及び支払期日等は、発注者及び受注者協議のうえ定めるものとする。

4 前項で定めた支払期日を過ぎても損害賠償額の全額を支払わない場合には、支払わない額に支払期日の翌日から支払の日まで財務大臣の決定する率を乗じて計算される遅延利息を請求することができる。

(事故報告)

第20条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に係る訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(契約書作成等の費用)

第22条 この契約書及びこの契約を実施するために必要な書類等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義についての協議)

第23条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者及び受注者で協議のうえ定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 大分市東春日町17番20号  
名 称 大分県後期高齢者医療広域連合  
代表者 広域連合長 足立 信也

受注者 所在地  
名 称  
代表者